

固定資産税特例に関するQ&A(農協等が取得し新規就農者の利用に供する機械装置等に係る固定資産税の特例措置)

No.	質問	回答
1	なぜ認定新規就農者本人ではなく農業協同組合等が税制特例措置の対象となっているのか。	<p>地域農業を支える高い公益性を有する団体である農協協同組合等を税制特例の対象とすることとしました。農業協同組合等が、取得した機械装置等を新規就農者に利用させることで、新規就農者の初期投資の負担が軽減されることとなります。併せて、本税制特例措置を契機として、農協協同組合等や市町村を中心とした地域ぐるみでの新規就農者の受入体制づくりが各地で進められることも期待しています。</p>
2	農協等は、税制特例措置の適用申請のために、どのような資料を提出する必要があるのか。	<p>農協等が提出する書類は、当該機械装置等の取得時期が分かる書類(領収書、納品書等)、当該機械装置等を人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定新規就農者の利用に供することが分かる書類(契約書等)の2つです。</p> <p>なお、当該新規就農者が、申請年の賦課期日において人・農地プランの中心経営体に位置付けられていることと認定新規就農者となっていることについては、市町村が人・農地プランのとりまとめ結果を公表する主体であり、青年等就農計画書の認定を行う主体であることから、市町村内部において確認され、基本的には事業者や新規就農者に提出を求めることはありません。</p> <p>(※)償却資産の申告をする市町村とは別の市町村においてのみ、認定や中心経営体への位置付けがある場合は、別市町村の発行した青年等就農計画認定書の写しや別市町村の担当者から人・農地プランの中心経営体に位置付けられていることの証明書も添付が必要となります(HPIに証明書様式例を示していますのでご活用ください)。</p>
3	農協等は、税制特例措置の適用申請をいつ行う必要があるのか。	<p>地方税法第383条に基づき、1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告する必要があります。</p>

No.	質問	回答
4	もともと農協等が保有していた償却資産を新規就農者に利用させても税制特例措置の対象になるのか。	税制特例措置の対象は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に農協等が取得したものに限られており、令和2年3月31日以前に取得したものは、税制特例措置の対象になりません。
5	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械装置等の所有権を得たこと、つまり機械装置等を購入等をしたこと(請負契約に基づく構築物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない機械装置等については、引き渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。
6	農協等が借り入れたものを新規就農者に利用させる場合も、税制特例措置の対象となるのか。	農業協同組合等(農業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合、事業小組合を除く。))が借り入れた機械装置等については、認定新規就農者が利用する場合であっても、税制特例措置の対象となりません。
7	中古品は対象となるのか。	中古品も対象となります。
8	令和2年4月1日より前に取得している機械装置等の修繕を行った場合も税制特例措置の対象となるのか。	機械装置等(機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備)の修繕は対象となりません。

No.	質問	回答
9	令和2年4月1日より前に取得している機械装置等について、資本的支出を行った場合も対象となるか。	その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制特例の適用を受けることができます。
10	導入する機械装置等について、どの種類の償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するかを教えてください。	個々の機械装置等について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)までご確認ください。
11	自ら製作する機械装置等は対象となるのか。	購入するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
12	建物附属設備等は全て対象となるのか。	償却資産として課税されるものに限りません。(家屋として評価されるものは対象外。)
13	農協等が令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した機械装置等であれば、令和4年4月1日以降から新たに認定新規就農者に利用させた場合でも、税制特例措置の対象となるのか。	農協等が令和2年4月1日から令和4年3月31日までに新たに取得し、かつ、認定新規就農者に利用させる必要があるため、税制特例措置の対象となりません。

No.	質問	回答
14	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、償却資産として計上されるものの合計額になります。
15	補助金を受けた機械装置等の取得価格はどうか算定するのか。	固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金を差し引かない額が取得価格となります。(300万円の機械装置等取得に100万円の補助金があった場合でも、取得価格は300万円となります)。
16	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
17	1月1日に利用していないが、過去に利用していた場合は、税制特例措置の対象になり得るか。 1月1日には利用していないが、将来利用する場合は、税制特例措置の対象になり得るか。	必ずしも1月1日現在に利用していることが必要ではありませんが、1月1日現在有効な契約書により、「認定新規就農者の利用に供している」といえる状態かどうか、市町村において判断されることとなりますので、個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都。以下同じ。)までご確認ください。
18	利用に供していることを証明するためには、契約書が必要なのか。利用実績が分かるもので代替できないか。	当該償却資産が中心経営体かつ認定新規就農者の利用に供するものであることについて、市町村が確認できるものが対象となりますので、市町村に御相談ください。

No.	質問	回答
19	1月1日現在では、今後中心経営体かつ認定新規就農者となっていないが、そうなることが見込まれる者が利用することをもって税制特例措置の対象とできるか。	将来認定や中心経営体への位置付けが見込まれたとしても、1月1日現在では中心経営体かつ認定新規就農者になっていない者の利用に供することをもっては、税制特例措置の対象にはできません。
20	過去に中心経営体かつ認定新規就農者であったが、1月1日現在では、中心経営体かつ認定新規就農者ではない者が利用することをもって税制特例措置の対象とできるか。	過去に中心経営体かつ認定新規就農者であったとしても、1月1日現在では中心経営体かつ認定新規就農者になっていない者の利用に供することになった場合、税制特例措置の対象にはなりません。
21	市町村が公表する人・農地プランにおいて個人名が明記されていなければ、税制特例措置の対象とならないのか。	市町村が公表する人・農地プランにおいて個人名が明記されていなくても、その公表時点における市町村が保有する人・農地プランにおいて個人名が記載されていれば税制特例措置の対象となり得ます。
22	「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号）において、「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種の取決めとされているもので位置付けがある場合についても、税制特例措置の対象となり得るのか。	同種の取決めで位置付けがあることをもっては、税制特例措置の対象にならず、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者が対象となります。
23	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村にある地域においてのみ中心経営体に位置付けられている場合も、税制特例措置の対象となるのか。	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村にある地域においてのみ中心経営体に位置付けられている場合も、税制特例の対象となります。

No.	質問	回答
24	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村においてのみ認定新規就農者が認定されている場合も、税制特例措置の対象となるのか。	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村においてのみ認定新規就農者が認定されている場合も、税制特例の対象となります。
25	他の税制との重複適用は可能か。	同じ償却資産で2以上の固定資産税の特例措置を受けることはできませんが、特別償却・税額控除に係る税制とは重複して利用することが可能です。